

第二十四回国 参議院地方行政委員会會議録第二十号

昭和三十一年四月十三日(金曜日)午後一時四十分開会

事務局側

常任委員 福永興一郎君
会専門員

委員の異動

本日委員堀末治君及び永岡光治君辞任につき、その補欠として吉米地義三君及び小笠原二三男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 伊能 芳雄君
森下 政一君
小林 武治君

委員

小幡 治和君
佐野 廣君
田中 啓一君
堀 末治君
小笠原二三男君
加瀬 完君

國務大臣

運輸大臣 吉野 信次君
政府委員 内閣官房長官 根本龍太郎君
国家消防本部長 鈴木 琢二君
自治政務次官 早川 崇君
自治庁事務部長 奥野 誠亮君
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君
大蔵省主計局長 中尾 博之君
大蔵省事務代理 伊能繁次郎君
運輸政務次官 伊能繁次郎君
運輸省自動車局長 山内 公猷君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査の件 (参議院議員の通常選挙期日の件)
○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) これより会議を開きます。

昨日の委員会におきまして、森下理事から御要求がございました参議院議員の通常選挙期日の件につきまして、御要求によって根本官房長官が出席いたしました。本日は、まずこの件について御質疑を願います。

○森下政一君 昨日、参議院議員の通常選挙の件につきまして、政府にお尋ねしたい、自治庁長官もしくは根本官房長官の御出席を得たいということをお願いしておいたのですが、要請にこたえられてきよりは根本官房長官が御出席いただきまして、大へんけっこうだと思えます。それで、官房長官にお尋ねしたいのですが、すでに四月も三分の一以上を経過いたしました。この国会の会期は、大体もし延長されることになれば、来月の十七日をもって満了すると承知いたしておりますが、この段階になりますと、本年行われたいの予想されております参議院の通常選挙の日取りというものがほぼいづころであろうかということにつきまして、政府当局においてもおそれなく

ほぼその見当をおつけになつてしまふべき時期ではないかということをお尋ねするし、ことに当委員会といたしましては、昨日、地方税法改正法律案が衆議院の審査を経て、こちらに回付されて、本審査に今まさに入らんとする段階であります。その他衆議院でまだ審査が終らぬために、予備審査にあるところの法案も相当多かかえらるるので、かたがたこれらの法案の審査にも重要な関係のあることであり、参議院の通常選挙は大體いつごろになるかという見通しをはっきりさせて、当委員会の法案審査の日程等もにらみ合せて勘案し、決定をまたなければならぬではないか。おそれなくこれは、ひとり当委員会の委員のみならず、参議院議員全体が非常に重大な関心をもつておることだと思つて、すでに今日となつてみれば、大體の政府の見通しを承わつてしかるべき時期が来たと思つておるので、その点について一つ、官房長官からお見通しを承わつておきたい、かように存じて、ここへ御出席をお願いしたわけなんです。

○政府委員(根本龍太郎君) お答え申し上げます。本第二十四国会は、昨年の十二月二十日召集されました。国会法第十条の規定によりまして、来たる五月十七日に百五十日の会期が終了いたしますことになっておるのでございませう。また参議院議員の任期満了日は六月三日であります。公職選挙法第三十

二条一項の規定によりまして、通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行ふことが建前でございます。しかしながら、なお、同条第二項の規定によりまして、通常選挙を行うべき期間が参議院開会中あるいは参議院の閉会の日から三十日以内にかかる場合には、通常選挙は、参議院開会の日から三十一日以後三十五日以内に行ふこととなっております。

従いまして、今回の通常選挙は、この第二項の規定する場合に該当するものと考えているのでございませう。そういたしますれば、閉会の日から三十一日以後三十五日以内は、六月十七日から六月二十一日までの間になるのであります。その間において選挙が行われるものと、こう考えている次第でございます。

○森下政一君 先のことだからはっきり御言明なさりかねるのかと思つて、そうすると、大體のお話では、大體この国会は延長されるなんていうようなことではないとした場合、今のお話のようになるとは思つておるが、今のところでは、国会の会期が延長されるなんていうことは、政府は予想しておいでにならん、どう了解してよろしうございませうか。

○政府委員(根本龍太郎君) 政府といつたしましては、今国会の会期中に、政府提案の一切の議案並びに条約案が通過することをひたすら念願してございまして、現在会期延長を政府から申し入れるという立場には立っていないのでございませう。なお、国会の会期は、これは国会で定めることであり、政府としては、現在延長されることを予定して、いろいろの法案その他を審査をお願いしているわけではございませう。

○小笠原二三男君 速記がついて、木で鼻をくくつたような答弁をする段になれば、今のような答弁でけっこうなんです。しかし、口と心が全然ばらばらな話をして、五年も六年もお互い議員をやっているものの中で、切りきりちよめんな御答弁を聞きたいために、わざわざあなたをここへお呼び申し上げたわけではない。そんなことは百も承知でおいでになりながら、法律上の建前をとつて、きれいごとで御答弁になるという段階であるかどうか、そういう点がわれわれとして問題であるから、この際それがいいとか悪いとかいう批判ではなくして、率直に、どういふ運びになつていられるかということをお聞かせ願ひたい、これは、法案の審査といひ、あるいは参議院議員の選挙そのものに關連していることですから、委員会の運営といひ、重大な点が起つてくる、こういうことで聞いている。まして当委員会は、選挙法關係を扱つてきている専門の委員会であり、今後また、大きな法案の審査される委員会なんです。そういうふうな木で鼻をくくつたような御答弁で、さようございませうか、わかりました、お帰りでございませう、わかれました、おすわ、それは、大體幹幹事務長をはじめ

として政府与党幹部は、会期はぎりぎりまで延長さるべきである。ただ国会運営の都合上、それは表面化す、べきじゃないというふうな種々論議が加えられているという事は、新聞紙上でも伝えられ、各般の幹部の談話として公表されている部分があるのです。そういふ点からいへば、政府としては、会期の延長は国会が自発的にきめることだと言っていますけれども、この際、衆議院がその議決については優先されるのです。しかし、参議院のこれは選挙に関する事であり、参議院議員の今後のいろいろなその行動の上からいって、国政運営上影響のあることは、現実上避けられないんです。そういう点からいへば、政府としてもこれだけの山積した法案を持って、今日会期延長はしない、議院の方へ政府が出したものは、全部上げてもらいたいということが言える段階であるかどうか。この当委員会で見ても、実態をごらん下さい。今から地方税の審議をします。それから、予算に關連する法案はまだ三本くらいあります。まだ衆議院は上ってきません。その地方自治法の膨大な法案がありま

せいでいふことは、国会がそれこそ自主性を持っていらっしゃるから、小なりといえども野党もいらっしゃるから、それはできませんよ。で、どっちにウエイトがあるのかという問題なんだ。これは、会期延長しないでやっていけるといふことで、もしも延長しなければならぬ場合においても、それをやめてでも、参議院選挙を一応きちっと予定される期日に行えるように政府が執行していこうとするのか、そして臨時国会等で残った法案を十分審議するという建前をとるのか。どうしてもこの情勢では、参議院議員の任期のある限り会期を延長することを与党として考えてもらうてですね、そして所期の目的と

ざいませぬ。従いまして、われわれといたしましては、政府として現在会期延長を考えていないということも事実でございます。○小笠原三三男君 それでは、五月十七日まで上げ得るよう政府は法案の提出でも、あるいは衆議院における政府与党は絶多数派なんですから、そういう意味で、法案審議について、参議院に支障のないような御努力が今日までになされておりましたか。○政府委員(根本龍太郎君) 政府としましては、いずれの法案についても、すみやかに審議終了して、成立していただくように、あらゆる努力をしておる次第でございます。○小笠原三三男君 いや具体的にお尋ねしますが、この地方税法などはそういう努力がありましたか。約束された通りに、参議院の方にあるめどを持った時期に、この法案が回ってくることでございませぬ。○政府委員(根本龍太郎君) 政府としましては、衆議院における地方行政委員会の審議が熱心なあまりそういうことだったか。そうじゃない。政府与党である、あなたの方の与党である内部における問題が解決しないので、じいせん日がおくられて、地方税法がようやくきりきり本格的に審議になろうとしようとする。衆議院は何日この地方税法の審議に時間をとっておりますか。日数をとっておりますか。大部分をとっております、予算に間に合わせるためというならば、三月三十一日に参議院が完了するくらいに意気込みを持ってやるべきはなんです。この空白は何日あったと思いませんか。それを国会における、参議院に比べて、追いつかなくて、われわれの審議権も十分

尽さないで、この法案が予定されるときまで上げてもらいたい。また、あとは上げる法案がいろいろ押しかけてきている。現に委員長もそういう気持で、早くこれを上げてほしいという事は、十分審議しながらも、早く上げてほしいという事は、それはわれわれは、要請されておる委員長の気持ちもわかる。われわれも努力する。しかし、あなたが言葉きれいに言っているような事態で、われわれが十分審議することのできるだけの時間を与えられただかという、事実はそうではない。あなたの現に言っていることは、あなた自身が、衆議院自体の問題、衆議院地方行政委員会の審議そのものが十分尽されることのために、そういう事態を引き起したということをお尋ねしますか。私の聞いていたのは、あなたからはあらゆる努力を今日までしておいたと、そしてその通りなってきたと、そういう意見だから、具体的に一例をあげてお尋ねをしたんです。努力が成功して、きちんきちんとここの方へ、衆議院半分、参議院半分なら半分か、予定される日数のうちで振り合いますか、審議できるように上ってきていますか、法案が。そうではないんですから。そういう点からいへば、私は、あまり言葉きれいなことばかりをこのまま推移していくということにすれば、これは、会期延長ということに国会としてやってもらいたいという時期が早晩来るのではないだろうかと思われが、そういうことは、そのときになって考えてみなければならぬというだけの意見であるということ、あなたは固執なさるならなされてもい

いのです。しかし、そうならば、必ず関係する各種の法案で残る部分が出てくる。そういうこともまあ確実に、これは申し上げることはできると思う。これは、超党派で、どの委員だつて、五月十七日まで今案件となつておるものは全部上るのだという事は保証できないと思う。そういう、この委員会の運営の上からいって、もう少しあなたの方からも積極的に御答弁を願いたいと思う、さっきの答弁からいって。○政府委員(根本龍太郎君) 私が申し上げましたのは、政府としてはあらゆる努力をしたということでございます。その結果が政府の期待した通りにいかなかったということもありません。しかしこれは、国会の審議権は国会にあるのでございまして、それについて、われわれはこれこれ申し上げることはできないと思つて、会期の問題につきましては、先ほど申し上げてございまして、現在政府としては、会期中に政府提出の法律案が成立することをひたすらに期待しておるという段階でございます。○小笠原三三男君 そうすると、まあ参議院の選挙とか何とかいうことは技術的な問題なんです、参議院議員は少々御迷惑があるとも、そういうことは今のところは何も問題として考えていない、御迷惑がある方がなかるうが、結局は、国会の自主的な決定で会期の延長をされることもあるだろうし、そうしなければならぬで、政府は、当然選挙期日が繰り延べられたあとで、その執行のための準備をすればいいんだ、あくまでもこんなものは……、という国会議員の選挙の期日などはいつてあるうが、事務的なことなんだ、法に

よってただやっつけていきやいなだといふ意味合いに聞かれますが、そうで

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な問題であると同時に、法律事項でございます。従いまして、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○小笠原三三男君 あなたの答弁では、いろいろ私も参考になる点がありました。そういう話をする段取りになれば、われわれだって、法律上なり国会法上の問題をたてとって委員会の運営をやるだけです。われわれだけ個人の、国会の審議権は絶対放棄しませ

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な問題であると同時に、法律事項でございます。従いまして、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な問題であると同時に、法律事項でございます。従いまして、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 技術的な問題であると同時に、法律事項でございます。従いまして、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

もうわかりました。○加瀬完君 小笠原委員の質問で、問題は尽きているような形に見えますが、しかし政府といたしまして、いろいろの仮説を立てたことにはお答えできない、この御答弁なるかもしれ

○政府委員(根本龍太郎君) 現在、御承知のように、五月十七日までの会期でございますので、相当の期間があるののでございます。従いまして、これは国会の審議に便するに、われわれは、でき得るだけ国会の審議に便利

○政府委員(根本龍太郎君) 現在、御承知のように、五月十七日までの会期でございますので、相当の期間があるののでございます。従いまして、これは国会の審議に便するに、われわれは、でき得るだけ国会の審議に便利

○政府委員(根本龍太郎君) 現在、御承知のように、五月十七日までの会期でございますので、相当の期間があるののでございます。従いまして、これは国会の審議に便するに、われわれは、でき得るだけ国会の審議に便利

○政府委員(根本龍太郎君) 現在、御承知のように、五月十七日までの会期でございますので、相当の期間があるののでございます。従いまして、これは国会の審議に便するに、われわれは、でき得るだけ国会の審議に便利

○政府委員(根本龍太郎君) 現在、御承知のように、五月十七日までの会期でございますので、相当の期間があるののでございます。従いまして、これは国会の審議に便するに、われわれは、でき得るだけ国会の審議に便利

ないということをお願い上げておる次第でございます。○加瀬完君 それは、先ほどの御説明でよくわかりました。しかし、現在の進行状態で、全然会期が延長されなくても済むか、かりに延長されるとすれば、どのくらいの日数が予定されるか、あ

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

府としては、そういうことは考えておられない、こういうふうに了解してよろしゅうございませぬか。○政府委員(根本龍太郎君) そこまで申されま

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○加瀬完君 会期の問題を言っておるのではなくて、参議院の通常選挙の期日をいつにするかと、これとからんであわせて聞いておるのです。参議院の通常選挙の期日をいつにしようというお考えなのか、国会との関係とにらみ

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

○政府委員(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたように、政府は国会の審議権あるいは国会運営の問題と、技術的な、法律的問題とを比較して、どっちが上だとか何とかいうことは、政府として言うべきことではないと考

から、本日は、さっそく太田自治庁長官に出席していただくように官房長官に要請いたします。ようござんすな、きよう……。

○政府委員(根本龍太郎君) 要請ありましたから、連絡しておきます。で、これは答弁というか、私は、今の御要請に対して答弁申し上げたいと思つて、太田自治庁長官も、国会の審議には非常な努力をしておるのであります。が、衆議院の委員会と議合した場合におきましては、これはやはり、両委員会に同時出席ということは物理的に不可能でありますので、そういう場合においては、政務次官なり関係当局をどちらかにおいて融通していただくか、あるいはまた、時間の融通ができるようにしていただいて、円滑に運営をはかるようにお願いしたいと思います。

○委員(松岡平市君) 官房長官は御退席下すってけっこうでございます。速記をしばらくとめて下さい。

○委員(松岡平市君) 速記を始め。次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。本件につきましても、昨日の委員会におきまして、委員各位から御要求がございましたので、本日、運輸大臣並びに大蔵省の主税局長の出席を求めて、ただいま出席いたしております。

これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○小林武治君 自治庁長官、お見えになりませんか、やむを得ず税の内容について運輸大臣に一つお尋ねをいたしますが、運輸省の自動車局では、今回のこの軽油引取税について賛成でな

い、こういうふうな書面が出ておるのではありませんが、この書面は、一月六日付で自動車局から出ております。が、この考え方は、今でもお持ちになつておるかどうかということをお伺いいたします。

○國務大臣(吉野信次君) 軽油引取税に関する自動車局の意見は意見でございますが、私は、これはやむを得ないものと思つて、原案に賛成をしておるわけでございます。

○小林武治君 私は、今回のこの軽油引取税というものはきわめて適当でない、こういうふうな考え方をしております。ことに軽油につきまして、これを目的税としたということは、反面から申しますれば、ただ自動車にのみ課税するためにかような苦肉の策をとつたのではないかと、最近におきまして、運輸省は、非常に弱腰と申しまするか、ガソリン税をとられ、また地方道路税を取られ、また最近、今度は軽油引取税というふうな膨大な税を取られることになつたのであります。私ども、地方行政の立場から申しますれば、地方のために財源を確保するといふことは好ましいのであります。が、しかし、その確保するにもおのずから方法があるのであります。今回のような税は、きわめて私には不適當であると思つて、ことにこれを取るならば、これを地方に譲与する、そういうふうな方法がとられたならば、今回のような混乱をきたす心配はなかつた、こういうふうな考え方をしております。が、この点について、運輸省当局は何らかの努力、あるいはそういう点についての自

治庁との話し合いがされたかどうか。すなわち、私は、まず第一に、この目的税にしたことがきわめて不適當であるというふうな考えをしますが、いかがですか。

○國務大臣(吉野信次君) 運輸省の立場から言へば、税はない方がいいし、また、あつても軽いほどよろしいのですけれども、とにかく地方の財政というものをどうするかという問題は、これは一つの大きな問題でございます。その間にどう調節をするかという関係である。そこで、目的税についてはお話をいたしましたけれども、しかし、とにかくこの軽油税をやつたからといって、すぐにあつた日からは、道路の改良というものに使われるのだから、結局バス業者というもののためにも利益になるのだ、こう考えました。私も、その目的税というのはそんなに悪いものとは実は考えておりません。そういう関係で、この程度のもものは、まあ好んでやるわけじゃないけれども、やむを得ず地方財政と

○小林武治君 あなたは、そういうことをおっしゃるが、何も地方財源を確保するのに、運輸省ばかり負担する必要はないので、ほかにもいろいろ、幾らもあると思うのでございますが、最近の様子を見ると、どうも自動車関係に非常に重くかかってくる、こういう傾向があります。ことにこういうふう

な、私は税そのものとしては、同じ種類の軽油について、あるものは課税し、あるものは課税しない、こういうことはきわめてよろしくない、私はこういうふうなふうに思つておりました。ことに道がよくなるのはけっこうだといふことは、それはその通りであります。が、何も軽油引取税を取らぬからして道が悪くなる、こういう結論にはならないのです。従来とも、そういうものがなくても、けっこう道路の維持はされてきておる、こういうふうな思つておる。ことに今申しますような、私どもは、これは自動車に課税するために目的税にしたのじゃないかというふうなことを言わざるを得ない。しかもそのために、これを地方税にしたために、全国の何万という軽油販売業者にまで非常な混乱をきたす、これをガソリン税のように譲与税にすれば、さうな心配はむしろなかつたと思つておる。かような方法をとつたことがおかしいじゃないか。これは、軽油税を取るなら取るで、国税にした方がよかつたと思つておる。これはあなたにはおわかりになりませんが、もしも思つたが、自治庁の次官はどういうふうな思われるか。

○政府委員(早川崇君) 自治庁といたしましては、地方財政再建の大きいポイントから地方税にいたしまして、できるだけ自主的財源を地方に与えたいというアイディアから地方税にいたしまして、府県あるいは地方が取り扱うというように実はいたしたのであります。その結果、もう一つの副産物的な利点は、非課税範囲が若干でございますが、技術的にも、そういう面の点も、むしろ地方税にした方が整備しやすい、と

ういう利点もございまして、地方税にいたしましたのであります。ただ各市町村間の、あるいは地方自治体のアンバランスというところをあるいは御心配になられる向きもあられるのであります。が、この軽油税に関する限りは、いろいろ調べましたところ、ほとんどどのアンバランスは各地方団体間に出てこない、こういう結論が生まれて、その結果、自主財源として地方税にいたしました、こういうことになっておるわけでございます。

○小林武治君 従来運輸省は、ディーゼル車がガソリン車に比べて非常に有利だということ、この製造方を非常に奨励したのであります。が、今回のように、一挙に一キロワット六千円も取つては、この有利性というものは相当なるのじゃないか、こういうふうな思つておる。その点はどうか。

○政府委員(伊能繁次郎君) ただいまお尋ねの点につきましては、全くその通りでありまして、従来、ガソリン自動車と軽油自動車との差異は、御承知のように、軽油自動車は、御承知のよう、また修理費、従つて償却等においても、一般よりは高いのであります。そのために、政府としては、軽油自動車に対する生産上の、あるいは助成保護措置をとつて参つたわけでございます。が、今回一躍六千円の課税がされますと、これによって運賃採算の面におきまして、ただちに四割もしくは五割の重大な影響を受けることに相なりまして、われわれ政府部内におきまして、この点につきましては、御承知のように、敬次にわたつて折衝いたしました、その間に、当初は目的課税で

な、私は税そのものとしては、同じ種類の軽油について、あるものは課税し、あるものは課税しない、こういうことはきわめてよろしくない、私はこういうふうなふうに思つておりました。ことに道がよくなるのはけっこうだといふことは、それはその通りであります。が、何も軽油引取税を取らぬからして道が悪くなる、こういう結論にはならないのです。従来とも、そういうものがなくても、けっこう道路の維持はされてきておる、こういうふうな思つておる。ことに今申しますような、私どもは、これは自動車に課税するために目的税にしたのじゃないかというふうなことを言わざるを得ない。しかもそのために、これを地方税にしたために、全国の何万という軽油販売業者にまで非常な混乱をきたす、これをガソリン税のように譲与税にすれば、さうな心配はむしろなかつたと思つておる。かような方法をとつたことがおかしいじゃないか。これは、軽油税を取るなら取るで、国税にした方がよかつたと思つておる。これはあなたにはおわかりになりませんが、もしも思つたが、自治庁の次官はどういうふうな思われるか。

○政府委員(早川崇君) 自治庁といたしましては、地方財政再建の大きいポイントから地方税にいたしまして、できるだけ自主的財源を地方に与えたいというアイディアから地方税にいたしまして、府県あるいは地方が取り扱うというように実はいたしたのであります。その結果、もう一つの副産物的な利点は、非課税範囲が若干でございますが、技術的にも、そういう面の点も、むしろ地方税にした方が整備しやすい、と

ういう利点もございまして、地方税にいたしましたのであります。ただ各市町村間の、あるいは地方自治体のアンバランスというところをあるいは御心配になられる向きもあられるのであります。が、この軽油税に関する限りは、いろいろ調べましたところ、ほとんどどのアンバランスは各地方団体間に出てこない、こういう結論が生まれて、その結果、自主財源として地方税にいたしました、こういうことになっておるわけでございます。

○小林武治君 従来運輸省は、ディーゼル車がガソリン車に比べて非常に有利だということ、この製造方を非常に奨励したのであります。が、今回のように、一挙に一キロワット六千円も取つては、この有利性というものは相当なるのじゃないか、こういうふうな思つておる。その点はどうか。

○政府委員(伊能繁次郎君) ただいまお尋ねの点につきましては、全くその通りでありまして、従来、ガソリン自動車と軽油自動車との差異は、御承知のように、軽油自動車は、御承知のよう、また修理費、従つて償却等においても、一般よりは高いのであります。そのために、政府としては、軽油自動車に対する生産上の、あるいは助成保護措置をとつて参つたわけでございます。が、今回一躍六千円の課税がされますと、これによって運賃採算の面におきまして、ただちに四割もしくは五割の重大な影響を受けることに相なりまして、われわれ政府部内におきまして、この点につきましては、御承知のように、敬次にわたつて折衝いたしました、その間に、当初は目的課税で

て、こういう形になりましたことについて、はなはだ遺憾であります。これによって各軽油自動車運賃上、採算の面にそれだけの大きな影響を来たすことになりまして、われわれといったしに苦慮いたしておる状況であります。

○小林武治君 今の点で、お話をありましたが、これで、この課税の結果、ディーゼル車の有利性がなくなった、あるいはまだ多少残っている、この点はいかがですか。

○政府委員(伊能繁次郎君) 一般的に議論はなかなかむずかしいわけでありませんが、私どもとしては、ディーゼル車の有利性というものは著しく減殺された、かように考えております。

○小笠原三三君 関連して、日本乗合自動車協会から、この税の反対陳情の第一理由といたしまして、ディーゼル、ガソリン両自動車の負担能力は限度に達しておることから、反対であるとする向きがあるのではあります。その負担能力が限度にきておるといふ点をカバーして、なお六千円を納めようという場合に、今言った四割なり五割の運賃そのものに影響が起ってくるというところになると思っておりますが、その際には運輸当局としては運賃値上げ等の問題を許可しなかりやならぬという事態になるかと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(伊能繁次郎君) 御指摘の点については、すでに衆議院等においてもいろいろと御議論をいただいたわけでありまして、乗合自動車、路線トラック、一般トラック、タクシー、ハイヤー等は別でございますが、他の自動車交通事業については、昭和二十六

年七月以来約四年半にわたって運賃値上げをいたしております。その間に日本国有鉄道においては、二回にわたって運賃値上げをいたしております。ありまして、バス事業、トラック事業、路線トラック事業等については、あらゆる観点から経営の合理化その他指導的な行政措置をとって参りました。かろうじて値上げをせざるを得ないという状況でございますが、自動車税あるいは道路協力費あるいはガソリン税、また今回軽油税ということ、この数年間に特に自動車に対する課税負担が加重されたように私も感じております。これらの問題については、政府部内としては課税負担の公平ということとをわれわれは協力主張して参ったのであります。いろいろんな事情からそういうこととに相なりまして、今日の状況におきましては単に自動車交通事業だけでなく、他の民間の地方鉄道その他の事業におきまして、すでに昨年来個々の業体につきましては運賃値上げを認めております。現に本年に至りまして、東京電報、地下鉄あるいは名古屋市電、大阪市電等につきまして、三割なりもしくはそれに近い運賃値上げもいたしておりますので、今回のこの目的税による軽油税の課税というようなことが決定いたします場合に、個々の会社の経営状況等にもらみ合せて、やむを得ざるものについては運賃値上げの措置も講ぜざるを得ない、かように私は考えております。

○小林武治君 私は今のように答弁を聞きましますと、運輸当局と自治庁と通謀して、そしてこんな軽油引取税を認めたんじやないかというふうなことをまで考えられるのであります。たとえ運輸大臣はもう鉄道運賃を値上げしたいと始終新聞に言うておられます。私も聞くところによれば、今度の鉄道のいわゆる納付金の負担をしなければならぬ、これに対する反対も鉄道当局は一番軽微であった。こういうことまで聞いておるのであります。運賃を値上げする突破口としてかようなことに応じたのじやないかというふうな邪推をしておる人もありますが、どうですか、運輸大臣。

○國務大臣(吉野信次君) それはまったく邪推でございます。

○小林武治君 私は七十何億も一億簡単に負担するということかどうかと申しているんです。また今回のこれも自動車業者が負担する、こういうものも燃つて、燃つていたわけじやありませんが、これを大したこともなしにやむを得ないというふうなことで認めておる。道路がよくなればけつこうだけれども、道路はこんなものをやらなくともよくなります。これはあなたが目録で払って従来と比べておった一般税が全部抜けてしまふ。これはただ一般財源の肩がわりをするだけに過ぎないのじやないか。これがプラスになるなら自動車業者のために非常に有利になる。従ってこれを承諾されてもいいが、この前の地方道路税を見ても、やはり一般財源が抜けている、こういうふうな事態になると運輸省はお人よしだと言わざるを得ないのであります。あなたはこの財源が従来道路財

源にプラスして使用されると、こういうふうにお考えになっておられますか。

○國務大臣(吉野信次君) 私はそう希望してはおりません。

○小林武治君 希望ではだめでありますから、正確なめになって。これは道路税のいわゆる目的税の意味をなさないうことには過ぎないと思っております。これは単に地方財源を補てんしてやるということに過ぎないと思っております。したが、これでは要するに弱者あるいは税の取りやすい所から取って、もうして地方財源をふやすということだけになってしまふ。むしろ自動車業者の犠牲じやないかというふうに思いますが、その点について、あるいは財政当局に対してこれがプラスになるように要求されておられますか。

○國務大臣(吉野信次君) その問題は自治庁長官に私からよく話してあります。従来目的税であってもその方に何も使われぬのは困る。今度はとにかくこれだけのことをするのだから、必ず目的税に沿うように措置してやらなければ困るということを嚴重に自治庁長官に伝えてありますから、おそれなくここに御出席の政府委員はそれを承知して善処することと私は信じます。

○小林武治君 これは自治庁当局もいわけば前科者、前のガソリンのときも必ずしもそういうふうになっておりました。一般財源は抜けている。それで今度も同じような結果になりませんか。こういうことを考えますが、どうですか、そういうことについては何らかの保証はありますか。

○政府委員(早川崇君) 運輸大臣の言われましたように、この目的税の二十億というものは道路以外に絶対使えない保証された財源になるわけでありまして、従来まま地方財政が非常に苦しいために、府県の道路に使う費用が年々はかに転用されてきたというふうな事態が、今後これによつて起り得なくなるという意味におきまして、私は道路政策上やはりプラスになる、かように考えておるわけでありまして。

○小林武治君 そういふ保証を自治庁はどうしてされますか。地方団体は、たとえこれが目的税であってもこの財源は使った、そうして従来財源は全部はかた持っていてしまつたということについては、自治庁は何も手を加えることはできないと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(早川崇君) もちろんこの軽油引取税の目的税分は、絶対に今後使かたに使うということはありません。起債財源によつてまかなわれておった道路費というものが、一部これによつて肩がわりされるのじやないか、こういう御心配でございますが、これは私にはあり得ないと思っております。そういうことを、従来一般財源をそのまま残しておけという保証はござらん、しかし地方財政が赤字になっておりましたから、道路財源が、もしこういう目的税が創設されなかつたならば、いちずに減少の過程をたどるといふことは、もう火を見るよりも明らかであります。そういう意味におきまして、このたび運輸当局の御了解によつてこの税ができたというところは、やはり地方の道路修築上有益な税だとか、かように考えております。

○小林武治君 そういふことであります。

するならばかく、私はこれが自動車経営というものに相当大きな影響を与えて、また運賃のはね返りが二、三%、こういうことでもありますが、先ほど小笠原君がお尋ねになりましたが、運賃の値上げというものは、もうすでにある程度という税の加重がなくて、も限界にきているというふうなことを承わっておられますが、これが実施されれば運賃の値上げを阻止するという理由がなくなる。こういうふうな思いですが、これは大臣はどうですか。大臣は運賃を上げたい方かもしれませんが、運賃を上げるといふことは政府の政策でもいずれかと申せば避けたい、こういうことを言ってきたらもう止むを得ない、こういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(吉野信次君) まあ数学的に三%、四%上がったから必ずそれだけ運賃にはね返るものとはいえずには言えないと思います。やはり事業の経営というものはもう少し、申すまでもないことではございますが、弾力性がございまして、ある程度合理化して吸収するものもございましょう。しかし今政務次官も申しました通り、何せ二十六年以来上げておられませんのですから、所によつてはだいたい苦しい経営の所もありません。しかしまた大都市周辺には相当まだ現在でも利益を上げておる所もございまして、これはやはり一つの何と申しますか、ケース・バイ・ケースでやはり判断をいたしまして、そうして必要やむを得ないものは、やむを得ない限度において運賃を上げることやむを得ないのだと、かように考えておられます。

○小林武治君 先ほどからのお話のように、この負担というものは非常に大きなものでありまして、これは大臣も御承知のように、まあ自動車と鉄道は大体兼営になっておる。ところが私鉄の外形標準の課税についても、鉄道の方面では大騒ぎしておる。金額を所得課税に直してもせいぜい四億か五億であります。ところがこの軽油の問題は一億四千万になる、こういうふうな負担の増を来たすのでありますが、私はいかにも大きいというふうにお思いますが、そういうふうにお思ひになりますか。運輸当局は少し過大じゃないでしょうか、この課税は。○國務大臣(吉野信次君) それはお話の通り、決してなまやさしい課税とは思っておりません。

○小林武治君 鉄道関係では、これは目的税などということにしたために、鉄道や軌道用の軽油については免税になる、こういうことになりまして、これは今申すように、大体自動車と兼営をしておる、そちらの油がこっちに流れる、こういうことについては何かこれを防止する方法はありますか。

○政府委員(農野誠亮君) 鉄軌道用の軽油につきましては、御承知のように免税をしようとしたしておるわけでありまして、年間においてどれくらい消費するものであるかということと比較的はつきりしております。従いまして免税軽油として許しました分と消費実績とを比べまして、比較的容易に、かりに横流しがある場合には発見することのできるのではないかと、従つてまたそういうことはいたさないのじゃないかというふうな、こういうふうにお考えしております。

○小林武治君 自治庁は非常に人がいからそういうことを言っておられますが、わずか一万一千円のものか六千円も課税されるということになれば、普通の人ならばやはり横流しする、流用するということはおそらく工夫をされておる。こういうふうにお考えをございまして、それについても私は、価格に比べて税が高い、こういうことを言わざるを得ないのであります。それが運輸当局に対しては大体その程度のことにしておきますが、今度の軽油引取税が一番問題になるのは何かというところ、要するに目的税にしたために免税の油が相当多くなる、このことが一番大きな弊害と申しますか欠点だと思ふ。このために全国の軽油取扱業者が猛烈な反対をしておるのは御承知の通りであります。何とかそういうことが、たとえこれにいろいろな罰則を作つて取り締つても、なかなかそれはできない、従つてこれは、私は目的税をやめたらどうかと思ふのであります。そういうことについて一つ自治庁は何かお考えはありますか。この際はとにかくとしまして、これを押し通すつもりであるかどうか。○政府委員(早川崇君) 実はいろいろ考えたのでございますが、先般の合同審査でも申し上げました、たとえ漁業の船舶用の軽油が一番分量が多いのであります。御承知のように沿岸漁業はもう一本釣りの危機まで来ておりました。これをたとえは漁港修築にこの金を使うようにして、六千円だけ同じように上げるといふことは、またエンジンをつけかえるときには、國庫補助金としてそれだけを回す、いろいろ考えました。何分四割も原価が上るといふことは、一本釣りのボンボン漁船

の経済ではとうてい不可能だ、それだけの弾力性はない。こういうふうに考えたのでございまして、結局道路というものに転嫁する、バス、自動車、トラックというものを中心として、目的税に相当するもの以外は非課税とするということ、社会全体の立場から考へざるを得なかつたという次第でありまして、むしろいろいろ検討はいたしておるわけでありまして、現在までそういうよき結論が出ないものでありますから、今回提案をいたしましたような次第になつておるわけでありまして。○森下政一君 ちよつと関連して、今、早川政務次官から御答弁がございましたが、小林君の質問されるように、私は目的税にしたために免税の部分かなりあるということが、税法に非常に苦心をされたのだと思ふが、いろいろな処罰、罰則というものが、こういう場合にどういふふうに罰するとか何とかいふような規定を非常に多く作らなければならぬことになつたのじゃないかと思ふ。むしろ小林君の言う通り、全面課税にする、そのかわり、税率をうんと下げられるというところの方が、かえつてすつきりした形になつて合理的なものになり、かつまた目的を達せられるというところになるのじゃないか。今のような税率で一本釣りのボンボン船のなかに課税といつたところで、それは無理だということになるでしょうけれども、もっと税率が非常に低いものになるということになつて、そうして全般的なものになるということになれば、横流しを心理したような、いろいろな場合を予想する必要もないし、法律も守られるし、すつきりしたものになるのじゃないかというふうにお考え

るのですが、それはどうですか。○政府委員(早川崇君) お説のように、税務行政上は森下委員のお説の通りでございます。しかしながら先ほど申し上げたように、主として免税の、非課税の主力を占めるのが漁民、それから零細農民、農耕用の軽油、こういうことになつておられますので、やむなくこういう非課税規定を設けて、目的税といたしたのであります。その結果、税法上取締りが非常にきつくなつた、それからまた脱税その他が非常に起るのじゃないかという御質問に對しましては、税務部長からお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(農野誠亮君) お話のように、一部でも非課税の範囲を設けますと、取扱いが区々になつて参りますので、多少煩瑣になつて参るわけでありまして、そういう意味で運賃上もいろいろと苦心をいたしておるわけではございません。購入する場合にも、免税軽油の使用から購入店を一応申し出させて、その店あてに免税書を発行していきたい、こういうことによつて取引のルートを付けていきたい、ルートをつけていけば、自然横流しというふうな事例も、ある程度防げるのじゃないかというふうにお思つておるわけでありまして、罰則規定の多い問題も、そういうところから起つてくるわけでありまして、特別徴収の制度をとつておられます関係上、納税義務者のほかに特別徴収義務者も一つ出て参りますので、従つて罰則規定が一般的な問題と二の重なつてくる。こういうことになりまして、規定の上では多少見苦しいという姿をなしておるわけでありまして、実体的には特に罰則がきつ

なるのでありまして、私はある程度それはとることを全然反対するのじゃありませんが、とるならむしろ庫出税のように国税としてとって、そうしてこれを譲与すれば一番めんどうがない。われわれに対する陳情もほとんど免税が問題になってきているのでありまして、なぜこういうめんどうなことまでして、そうして地方に財源を与える。これは自主的なようなものであって、しかしそのために世間にも非常に大きな迷惑を及ぼす。それで県庁の役人も免税の申請があれば、これをほとんど書面審査で認めなければならぬというふうな格好になっておいて、私はまた先ほどお話をあつたように、こんなことのために汚職とか疑獄という問題が起きてくると思うのでありますし、また軽油の取扱業者も非常に迷惑する。ガソリン税に現に例があるのだから、今のような庫出税でもっておやりになったらよかつたのじゃないか。こういうふうにするのであります。私は、目的税にしてしかも今のような地方税にしたということが、非常に誤まりだということを重ねて申したいのであります。今の地方の県当局等が適当に免税切符を出せる、こういうふうに甘く自治庁当局は考えておられるわけでありませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) たとえば農業でありますと、農業用の機械を政令で指定することにしたして合わせるわけでありませう。その機械の種類と台数に応じて、年間の軽油消費量というものは、大体推定できるのじゃないかというふうな形に思っております。そういうふうな形に思っております。免税証を発行して参りますし、もとよりそれで不足してありますならば、実際の消費に依りまして免税証をさらに交付していくわけでありませう。追加交付をしていくわけでありませう。そういたしますと、自然これらの免税証自体が横流しになりやしないだろうかという心配が持たれますが、先ほど申しましたように、販売店と消費者との間にルートをつけていくことによつて、免税証をかき集めてみて、その購入先がそれぞれ食い違つておるのでありますから、あまりそういうふうな違反行為もやれないのじゃないかというふうに考えておられるわけでありませう。そういうふうな仕組みを講ずることによつて円滑に運営する努力をしていきたい、大体今考えておられますような構想によつて、混乱というふうなことを予想しないでやれるのじゃないかというふうに思つておられるわけでありませう。

○委員(松岡平市君) ちよつと申し上げますが、参議院の運輸委員会から、至急に運輸大臣の出席を私の方に要求してきておられます。なるべく早く運輸委員会に運輸大臣の御出席を取り計らいたいと思つたので、小林委員の御要求によつて、特にきょうはいろいろな関係があつたにもかかわらず、運輸大臣に御出席を願つておられます。ぜひ一つ運輸大臣の質疑を先にお済ましを願つて、あとの質疑にお入り願いたい。

○小林武治君 それなら一つ私は運輸大臣に注意しておきますが、私がここで述べたことによつて、税が不当である、また過大である、こういうふうな印象をお持ちになったか、こういう点を一つお聞きして、もしそれなら、今後運輸当局としてもなすべきことがあろうと思つて、私はこの税はきわめて不当である、また初めての税としてはきわめて過大である、そしてこれは一般課税にすれば、われわれ聞くと、こういうふうなことも聞いておりますし、これは別の面から言へば、こういうふうな目的税にしたために、自動車業者だけが過大な負担をする、こういうふうな結果になった、われわれの希望するところはこれは一つ国税に直したらいじやないか、こういうことを考えておられますが、いかがお考えですか。

○国務大臣(吉野信次君) 今お話を聞かされたのは、これは政府内部でこれをきめるときにいろいろ出ました。私もよく承知しております。あまり内輪の楽屋裏の話を、ここで大つぱらに申し上げるのはいかがかと思つて、よく承わつておきます。

○小笠原三三男君 大臣御退席になられるようですから、私は聞く機会がないからお尋ねしますが、小林委員の最初の質問に対して、やむを得ないとして了承したということですか。しかしあなたに運輸大臣として、道路交通の確保なり発展なり、そういう方面を所管なさる方で、地方財政に対しては責任のなさいお方なんです。ところが地方財政の窮乏しているという事態があつて、やむを得ない承したというのです。それであなたの方の専門的な所管からすればどうなるかということをお伺いするのですが、今日ガソリン税あるいは地方道路税というふうな地方税ですが、そういうふうなもので、それらの自動車運送の方の業者の道路の損壊なりあるいは利用なりに対して負担している部

分は十分だということではなくて、また軽油引取税で六千円のそれで負担する分が妥当である、運送業者としてそれだけのものを出すことはもう妥当である、まだまだ道路の整備その他に業者から出してもらわなければならぬところなんだけれども、これくらいのもは業者から出してもらつても、運賃にも影響もないし、営業上も影響がないし、まあ仕方ないところなんだ、こういう考えなんです。率直に尋ねます。

○国務大臣(吉野信次君) 今まで取つているので足りなくてというほどのことは実は考えておりません。ただ運輸大臣ではありますけれども、一つの国務大臣として、地方財政というものをどこでどういふふうに調節するかということもございまして、ただ運輸行政一点張りにこの問題をきめるといふわけにもいけません、それからまた将来の問題として、とにかく目的税です。従来目的税が適当にその目的に使えないといううらみがあることは、私も承知しておりますから、今度はそういうことがないように、せつかく相当多額の税を取るのですから、道路の方に向けてもらう。そのことがすなわちバスその他の道路運送というものに対して、究極するところの利益になるだろう、こういう見地でここに提出した。こういういきさつであります。

○小笠原三三男君 国務大臣として閣下に列席して、地方財政一般についてお考えになられる点はわかります。しかしそれをよるしといふとされる、それはやはり運輸大臣としての職責をもち、行政長官としての職責をもち、なおまたよろしいとして、それで、所管上のことにこの問題が振りかえつて考えられる場合には、こういう自動車の運送業者の税負担というものが、道路の事業等から見て適正であるか、あるいはその業者の営業上、国民一般に影響を与える運賃の値上り等を来たさいなで、これは企業の合理化とか、経営内容の刷新というふうなことでやり得るのだ、そうしてまたこのくらのものは当然出すべきであるというふうな考え等が全面的にあつて、御決定になられるというのが私は正しいと思つて、あなたがさつきから言つていられるように、地方財政もあれなんだから、国務大臣として考えざるを得なかつたと言いますが、そういう場合考えるのは、何か軽油引取税という運輸関係のものにばかりおちつて責任を負わなければならぬ問題でもないのですから、一般の国税の上からそれは論ずればいいことなんで、私はそういう意味のことでは聞いていない。で、端的に伺いますが、この程度の軽油引取税六千円というものが、自動車運送業者の負担となることは、今の道路の改良あるいは改修というふうな面の負担としては、至当な限度であるというふうにお考えですかどうかということなんです。

○国務大臣(吉野信次君) まあその至当かどうかという標準もいろいろそこに問題があると思つて、これはやむを得ないのだという程度に考えたと、こういうわけなんです。

○小笠原三三男君 そうすると本法は自動車局等から出ている通りにこれは反対なんだ、そういうこともあるが、政治情勢上やむを得なかつたのだ、運輸当局の意見はと、開き直つて聞かれたら、こんな税はやめてもらいたい、望

○加瀬完君 大臣に伺いますが、さつき小林委員の質問の中に、今問題になっております軽油引取税あるいは固定資産の納付金、こういうものの支出に伴って、運賃値上げが問題になってくるといふ御説明があったように伺ったのでありますが、この点を押してもう一度伺いたいのであります。軽油引取税あるいは固定資産の納付金の平年度の支出総額はどのくらいになりますか。そして、これの支出方法は現在どのようにお考えになっておられますか。

○政府委員(伊能繁次郎君) お答えいたしますが、今の問題は、国有鉄道と民間の鉄道会社、あるいはバス会社を分けて考えますと……。

○加瀬完君 国鉄関係だけではないかと、下半期予定徴税額の二分の一、三十六億ということに相なっております。軽油の方は、現在千三百両ないし千四百両、国鉄がバスを持っており、バスは千三百、四百両のうち、約六割は国鉄において、ディーゼル自動車と存じますので、これは相当の私共まいごとはどこで記憶しておられますか。相当の課税になると思いますが、二億と聞きまして、かなりの多額に税金を取られる、かような状況になっております。

○加瀬完君 それは平年度になりますとさらによろしく思いますが、それだけの支出を現在の経理の中でまかなっていく額は一体どのくらいで、あるいは運賃に転嫁しなければどうしてもならない額はどのくらいであるか、この点の方の運賃にどうしても転嫁しなければならぬという理由、あるいは転嫁しなければならぬ理由、それらについてもう少し御説明願いたいのであります。

○委員長(松岡平市君) 加瀬君に申し上げますが、大臣はなくてもよくはないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(伊能繁次郎君) 大へんむずかしい御質問で、今頭の中で、お答えするには資料がございません。御承知のように国鉄の予算の算定というものは、根本の問題として、今タコの足を食っているように、償却期限というものを、耐久年限を延長してありますので、第二次再評価の観点から言えば、本年度においては大体ほんとうにやりたい仕事を工費に計上するために、千二百億もしくは最小限度千億程度の金が必要である、かように考えておりましたが、本年度の予算では五百五十億程度しか予算計上されません。従いまして、そういう問題については、国鉄の経理当局から、今のお尋ねの点については一度計数を明らかにして資料で御答弁した方がよろうと存じますが……さよう御了承いただきたいと思います。

○加瀬完君 詳しい資料は、今伊能次官のおっしゃられたようにあとで指示していただくとしまして、結局、今問題になっておられます地方税関係の支出に伴って、どうしても運賃を上げなければならぬ、あるいは上げるという前提で、軽油引取税あるいは納付金といったようなものを御承知になられたのか、この点をさつきさせていた

きた。○國務大臣(吉野信次君) そうじゃございませぬ。先ほどもなたが言いました通り、国鉄の全体の予算の収支から申しますと、平年度にいたしましては六、七十億だけの今の固定資産税に見合ふ納付金の関係でございますから、それがあの大世帯の上において、運賃にそれだけね上がりがあるというほどまでには考えておりません。今いろいろ国鉄の経営というものの合理化の面を考えております。ただ、鉄道運賃の値上げというお話が出ました。今、この納付金の関係だけについては考えておりませんけれども、私は自分としては、国会でも機会あることに申し上げておきますけれども、やはり国鉄というものが、今の公社の形、自主経営の形をするものなら、どうもあの経営の現状から見れば、若干値を上げるのが当然だと私は思っております。ただ、鉄道の運賃の値上げというものは、ほかにいろいろ関係がございまして、また世間には理屈のいかんにかかわらず値を上げざるを得ない、こういう論も相当強いのですから、それで、今度の内閣の予算案のときにおいてはそれを考えないのですけれども、しかし、いつのときにか、いかなる程度にか、いかなる方法においてか、やはり私はそういうものを考えさせたいという、国鉄の自主独立の経営というものは、立っていかないと、端的に申せば、こういうことをして、運賃を値上げしないで、今日の現状のままならば、これはインフレの要因になると思うので、莫大な工事費を使うのですから、それを運賃という収入をもって巻き上げないということになれば、それがすぐ

にインフレになるといふことは言い切れないのですけれども、いろいろな原因でインフレというものは参るものから、インフレの要因になるという事は、これは私は経済学の通論だろろうと思つて、ですから、私の信念としては、若干上げる方が国鉄というものの経営のためにはよろしいのだという事は思つておられますけれども、ただ、今申しましたような状況で、非常に複雑でございますから、私は今度の年度においてはそれは考慮しない、こういうことを申し上げておきます。それから、納付金のことにつきまして、それだけ納付金をやるから、すぐ運賃値上げするのだということには考えておりませんが、その程度のもの、私はできるなら経営の合理化というものによって、その程度だけの問題としたり生み出して、運賃の値上げまでは、その程度のものとしては持つていきたくないと考えております。

○委員長(松岡平市君) 運輸大臣へん御苦勞までございませぬ。

○伊能繁次郎君 目的税の問題が非常に問題になったとありますが、同じ目的税の中で、地方制度調査会からの答申によれば、消防施設税というのを取るべきであるということになっておる。この方はなぜ落したのか、その理由をまず早川政務次官から伺いたいと思つております。

○政府委員(早川崇君) 当時すでに保険会社が消防のために納付金という形で寄付金を納めておりましたので、この上は、特に消防施設税というものを取らないで収入が予定されている程度上、かかと考えましたので提案いたさな

かつたのでございませぬ。

○伊能繁次郎君 その納付金というのは、今まで二十九年でも三十年の実績でも、どのくらい出しておつたのか、説明をきませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 正確な数字は今覚えていないのでありますが、たしか数千万円程度のものだと思つておられます。都市に対してポンプの購入費の補助として与えておつたように承知しております。

○伊能繁次郎君 それは国から出している補助金をどういふふうな使い方をしておつたのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 消防に出しておきます寄付金の配分に関しましては、たしか委員会を設けておつたと思つておられますが、そして国の補助金と必ずしも直接の関連はなかつたのじゃないかといふふうにも思つておられるわけでありませぬ。消防施設税を結局設けませんでしたのは、この間も大臣もお話になりましたが、要するにそういう話は政府部内で結論を得る段階に至らなかつたということでありませぬ。

○伊能繁次郎君 その関係、主税局長あるいはほかの大蔵省の政府委員あるいは説明員で、もっとよくおわかりの方があつたら御説明願いたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一つの御質問は消防会社がどれだけの金を拠出していたかという御質問ですが、これは大体三つに分けて一応金額が出ておられますが、一つは消防施設の寄付金、これは主としてポンプとかそういうものを買って寄付した、それから協力費、これは消防協会に対して寄付した、そ

施設の補助ということに主として向け、そして、明らかな合理的な利用の仕方を同時に考え願いたい、こういうことを特に希望して私のこの問題に対する質問を終わります。

○政府委員(渡邊善久造君) ちよつと

一言、保険会社の保険料率の関係が、まあもつと下げてもいいと思われる限度まで下げ切らぬという点につきましては、保険会社の内容が非常にいい会社と、必ずしもそうでない会社とあるといったような事情も実はあるのじゃないか、そういう意味からしまして、保険行政そのものについて根本的にどう考えるかといったような課題も一つあるように思います。それで、寄付金とか消防債のような問題でございませうれば、結局内容のいい会社はそれだけ力がありますから余分に負担するといったような便宜も実はあるわけでありまして、これが保険税ということになりますれば、これはどの会社も一律といったような点もありますので、非常に窮屈な形になります。しかし、一面今お話のようにその施設がよくなり、火災事故の発生が減れば、当然保険会社はそれで利益を受けるわけでございませうから、従って今後ともそういう方面に力を注ぐように、大蔵省としても保険会社とよく話していきたい。それから今のお話の寄付金とかあるいは消防債ということになりますと、税と違いますので、とかく不明朗なことになりはせぬかという御心配はごもつともでございますが、現在におきましても消防庁の総監を顧問にいたしまして、規約を作りまして、一応の委員会のようなものを作りまして、関係の役人あるいは会社の人等一応関係者が集

まって、その離出した額について、これをどういうふうに配分をしていくかということにつきましては、相当大きな場で協議をしましてやっておりませう。御心配のような点は今後とも起らないように、一そうこの点については努力して参りたい、かように考えております。

○委員長(松岡平市君) 委員の異動が

ありましたから御報告申し上げておきます。委員堀末治君は辞任せられまして、新たに苦米地義三君が委員に任命せられました。

本日はこれから委員長理事打合会を開きたいと思っておりますので、会議は本日はこれにて散会いたしたいと思えます。会議を散会いたします。

午後四時五分散会

昭和三十一年四月十八日印刷

昭和三十一年四月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局